

外国人支援ボランティア募集要領

(公財)福岡よかトピア国際交流財団では、相互理解や国際交流を促進し、多文化共生社会の実現に貢献していただく「外国人支援ボランティア」を募集します。語学スキルや経験を活かして、主体的にボランティア活動に取り組んでいただける方のご応募をお待ちしております。

母語以外の外国語を使ってボランティア活動をしたい人と母語の外国語を使って活動したい人(または、外国語を使わない活動がしたい人)の登録申請の方法は異なります。本要領をご確認の上、登録申請いただきますよう、お願いいたします。

1 活動内容

外国語を使うボランティア活動と外国語を使わないボランティア活動があります。

外国語を使うボランティア活動:

- (1) 日本語から外国語又は外国語から日本語への通訳・翻訳
- (2) 学校等からの配布物やその他郵便物等の簡単な翻訳・通訳及び日常生活の相談(チューター)
- (3) その他、災害時外国人支援など、状況に応じて財団が必要と判断する活動

外国語を使わないボランティア活動:

- (4) 地域住民と外国人との交流支援やイベント補助により、外国人支援に関する事業等の企画・運営を支援

2 登録資格

「外国人支援ボランティアバンク」の趣旨を理解し、下記(1)~(7)の全てを満たす人

- (1) 福岡都市圏在住または通勤・通学する15歳以上(高校生以上)で、ボランティアとしての活動時間を確保できる人
※福岡都市圏:福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市
※登録者が少ない言語のみ、例外的に上記以外の地域に住む人の申請を受け付ける場合がある
- (2) 多文化共生社会の実現のため、ボランティアとして貢献したいという意欲がある人
- (3) 他のボランティア登録者、財団関係者、依頼者等と連携・協力の上、円滑なコミュニケーションが取れる人
- (4) 自身の健康状態や生活環境に合わせて活動できる人
- (5) 活動中、または、活動を通して知り得た依頼者、外国人、他のボランティアに対して、政治的・宗教的活動、営利行為等を行わない人
- (6) ボランティア活動中に知り得た利用者、外国人、他のボランティアの個人情報(住所、電話番号、メールアドレス等)及び支援内容等を漏洩しない人
- (7) 財団との連絡をメールで行うことができる人

3 語学力

外国語を使うボランティア活動がしたい人:

- (1) 母語以外の外国語
「日常会話程度」以上の語学力が必須です。登録説明会で実施される「語学チェック」において、語学力が所定のレベルに到達していることが確認できた方に、語学を使うボランティア活動を紹介します。登録の目安は、英語:実用英語検定準1級または TOEIC730 点以上、中国語:中国語能力検定2級以上、韓国語:ハングル能力検定2級以上です。
- (2) 母語が外国語の人が、母語を使う活動に従事するには、日本語能力検定2級(N2)程度の日本語能力が必要です。

外国語を使わないボランティア活動がしたい人:

- (3) 語学要件はありません。

4 登録申請の流れ

母語以外の外国語を使うボランティア活動がしたい人:

- (1) 4月・10月に実施される登録説明会に参加申込する※先着順
- (2) 参加者あてに「外国人支援ボランティアバンク仮登録申請フォーム」がメールで届く
- (3) 所定の期日までに、申請フォームに情報を入力・送信する
- (4) 説明会に参加の上、語学チェックを受ける
- (5) 登録申請の結果通知が郵便で届く

母語が外国語の人、または、外国語を使わないボランティア活動がしたい人

- (1) 外国人支援ボランティアバンク仮登録申請フォームに入力・送信する
- (2) 登録申請の結果通知が郵便で届く

5 登録期間

2024年4月1日以降の登録開始日から2027年3月31日まで

6 登録の取消

下記のいずれかに該当する場合は、ボランティア登録を取り消します。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき
- (2) 登録辞退の申し出があったとき
- (3) ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき
- (4) 財団の信用をおとしめる行為があったとき、または、発覚したとき
- (5) 連絡不能となったとき
- (6) 財団が依頼する活動を行うことが明らかに困難となる遠隔地に転居したとき

7 活動の流れ

- (1) 仮登録申請書に記載の情報及び語学チェック結果に基づき、ボランティア募集情報がメールで届く
- (2) 活動に協力できる場合は、期日までに財団に返信する
- (3) 複数名の応募がある場合は抽選で活動するボランティアを財団内で決定し、結果を通知する
- (4) 活動終了後、所定の様式により、活動を報告する

8 活動経費

ボランティア活動は原則無償です。しかし、下記のとおり「活動経費」を支払う場合があります。活動利用者(財団またはその他の団体)に、活動経費の振込口座情報を提供する必要があります。予めご了承ください。

- (1) チューター以外の活動に係る実費相当額として、1人1回あたり2,300円(税込み)
※通訳に係るボランティア活動の時間は、原則として1回につき3時間程度
- (2) チューターの活動に係る実費相当額は、活動のあった月を対象に1人1月あたり1,000円(税込み)

9 その他

- (1) 財団の経費負担により、ボランティア活動保険に加入します
- (2) 上記保険で補償されない事故等については、活動依頼者及び財団はその責任を負いません

11 その他

本要領によりがたい場合は、財団が別に定める。

12 お問い合わせ

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団 外国人支援ボランティアバンク担当
住所:福岡市博多区店屋町4-1 福岡市国際会館1階
メール:gogaku-v@fcif.or.jp 電話 092-262-1744
月曜日~金曜日 9:00~18:00 ※休館日;土曜日、日曜日、祝日、年末年始